

福祉のまちづくり検討小委員会の設置について

1 趣 旨

今後の福祉のまちづくりのあり方を示す福祉のまちづくり基本方針の改定に関し、専門的見地からの調査・審議を行うため、まちづくり審議会に福祉のまちづくり検討小委員会を設置し、検討を行う。

2 検討事項

福祉のまちづくり基本方針の改定

- ・現基本方針の達成状況の評価・検証
- ・新たな基本方針の基本的方向、推進施策及び目標の検討

3 スケジュール

- 令和2年 6月 福祉のまちづくり検討小委員会（第1回）
- ・基本方針見直しに係る背景と課題
 - ・主な推進施策の評価
 - ・見直しの視点
- 9月 福祉のまちづくり検討小委員会（第2回）
- ・現施策と整備目標の分析、評価
 - ・素案の提示
- 11月 福祉のまちづくり検討小委員会（第3回）
- ・基本方針の見直し案
- 令和3年 2月 まちづくり審議会（答申）
- ・基本方針の見直しに係る答申案

4 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	専 門
まちづくり審議会	角 野 幸 博 (委員長)	関西学院大学総合政策学部教授	都市政策
	北 川 博 巳	兵庫県立福祉のまちづくり研究所 主任研究員	交通バリアフリー
	木 村 由 己 子	NPO法人あいあいネット神戸 代表理事	市民参加 高齢者支援
専門委員	相 良 二 朗	神戸芸術工科大学大学院 プロダクトデザイン学科教授	ユニバーサルデザイン
	糟 谷 佐 紀	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部教授	福祉住環境
	竹 中 ナ ミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長	障害者支援団体
	中 村 美 津 子	公益財団法人兵庫県老人クラブ連合会 会長	高齢者団体
	和 田 修	公益財団法人兵庫県身体障害者福祉 協会理事長	障害者団体

福祉のまちづくり検討小委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 福祉のまちづくり基本方針の改定に向けた検討を行うため、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づくまちづくり審議会の部会として、福祉のまちづくり検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉のまちづくり基本方針の改定に関すること。

（委員長）

第3条 小委員会における規則第7条第3項の部会長は、委員長とする。

2 委員長は、小委員会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員が、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第4条 会議の招集等については、まちづくり審議会運営規程第2条から第6条までの規定を準用する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。